

身体的拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 明日に架ける橋
就労継続支援 B 型事業所

さあかすチャレンジド

さあかすチャレンジド三豊

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合「障害者虐待防止法」に基づき、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) 当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目について。

- ・屋外移動時における事故等からの危険回避。
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

3. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・定期的な教育や研修（年 1 回）を実施する。
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

身体拘束適正化検討委員会の構成メンバー	
責務・役割分担	担当者
委員会の責任者	理事長(管理者)
身体拘束禁止対応策の担当者	サービス管理責任者 サービス提供責任者

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・事業所内において適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合具体的な状況、時刻等を確認したうえで身体拘束適正化検討委員へ報告を行うこと。
- ・報告を受けた身体拘束適正化検討委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。
- ・身体拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者、利用者家族への謝罪を行うこと。
- ・所轄庁への報告を速やかに行うこと。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

(2) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(3) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

(4) 所轄庁への報告

- ・香川県障害福祉課への報告を行う。
- ・当該利用者の所属市町村への報告を行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・指針の閲覧について 当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにします。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

- ・身体拘束と姿勢保持（身体固定）の違いを明確にする。
- ・身体固定に当たっては、身体固定確認書を利用者・家族と取り交わす。

付則 令和 4 年 11月 1日より施行する